

# 「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」

## 奨学金貸付の手引き

第4版

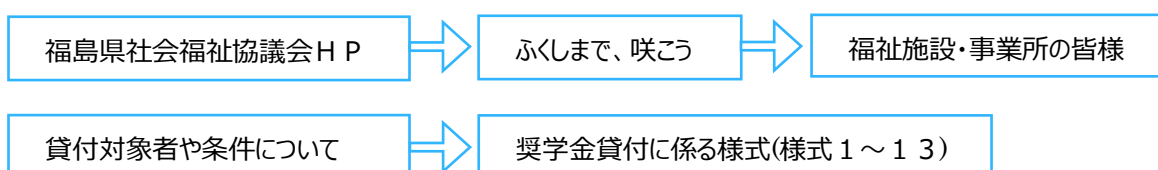


- 奨学金貸付の案内は当会ホームページからご覧になれます  
<http://www.f-kaigoshogaku.jp>  
お問合せ先：024-526-0045



QRコード

- 奨学金貸付に係る様式はホームページからダウンロードできます



作成	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
作成日	2018年11月

## 目次

1. 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業奨学金の概要 .....	3
2. 奨学金貸付のながれ .....	6
3. 奨学金の返還免除 .....	7
4. 奨学金の返還 .....	8
5. 奨学金の返還猶予 .....	9
6. 届出事項に変更があったとき .....	10

## 1.被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業奨学金の概要

### 実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という）

### 奨学金貸付対象者・・・(1)または(2)に該当する方

#### (1)福島県外にお住まいの方

##### ①福島県外に居住している方

※県外避難等により福島県内に住所を有しながら福島県外に居住している方も含みます

##### ②福島県相双地域等※1の介護保険施設等に介護職として内定または就職が決定している方。※2

※1・・・相馬市・南相馬市・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯館村・いわき市・田村市

※2・・・正規職員または非正規職員（フルタイム勤務のみ）として採用され就職する方

##### ③就労後1年以内に所定の研修を受講する方

※無資格の方は、介護職員初任者研修を受講することが貸付の条件です。

※介護福祉士、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級、2級課程等を修了した方は福島県が定める研修を受講していただきます。

#### (2)福島県内の避難指示区域から避難している方

##### ①福島県内に居住している避難指示区域から避難している方

※避難指示区域・・・南相馬市小高区、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村、葛尾村、川内村、川俣町山木屋地区、田村市都路地区

##### ②避難解除区域※1の介護保険施設等に介護職として内定または就職が決定している方※2

※1・・・避難指示区域のうち避難指示が解除された区域

※2・・・正規職員または非正規職員（フルタイム勤務のみ）として採用され就職する方

##### ③就労後1年以内に所定の研修を受講する方

※無資格の方は、介護職員初任者研修を受講することが貸付の条件です。

※介護福祉士、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級、2級課程等を修了した方は福島県が定める研修を受講していただきます。

## ○福島県が定める研修とは…

○社会福祉法人福島社会福協議会が開催する介護職員を対象とする研修  
【福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（初任者研修、中堅職員研修）】  
【認知症高齢者対応研修】  
【老人福祉施設職員研修Ⅰ、Ⅱ】  
【新任訪問介護員研修】  
【訪問介護テーマ別技術向上研修】  
【相談援助面談研修（初級編・中級編・実践編）】…など

○次の自治体、団体等が開催する介護職員を対象とする研修

- ・福島県老人福祉施設協議会
- ・福島県老人保健施設協議会
- ・介護労働安定センター
- ・福島県介護福祉士会 …など

※研修費用及び研修期間は主催する団体によって異なります。

※福島県の定める研修に該当するかご不明な場合は、事前に福島県社協 県外事業担当までお問い合わせください。

## 研修受講料の貸付

### 15万円以内

○介護職員初任者研修等受講（授業料、実習費、教材費を含む）の実費分

## 就職準備金の貸付

### 30万円 または 50万円

○いずれかの金額を選んでください。貸し付けた金額によって返還免除の要件が変わります。

※詳しくは7ページ「奨学金の返還免除」をご覧ください。

## 世帯赴任加算

○次の要件を満たす方は、就職準備金に加算して貸付ができます。

・貸付申請時において生計を同一にする同居の扶養する家族がいる方で、就職にあたり家族とともに世帯で赴任する方、または家族と別居し単身で赴任する方。

※この場合の家族とは扶養している3親等以内の親族、戸籍上の配偶者をいいます。

【**①・②**のどちらかを選択】

- ① 扶養家族と一緒に転居する場合… 本人12万5千円と家族1名につき5万円**
- ② 扶養家族と別居し単身で転居する場合… 20万円**

## 自動車輸送費用等加算

○次の要件を満たす方は、就職準備金に加算して貸付ができます。

・就職にあたり赴任先までの自家用自動車等の輸送を必要とした方、または新規に自家用自動車等を購入した方。

【**①・②**のどちらかを選択】

**① 所有する自家用自動車等を福島県に輸送する輸送費用の実費 20万円以内**

**② 新たに自家用車を購入する場合の登録費用の実費 20万円以内**

※登録費用・・・車庫証明費用、自賠責保険料、納車費用、リサイクル費用、下取り費用

## 連帯保証人

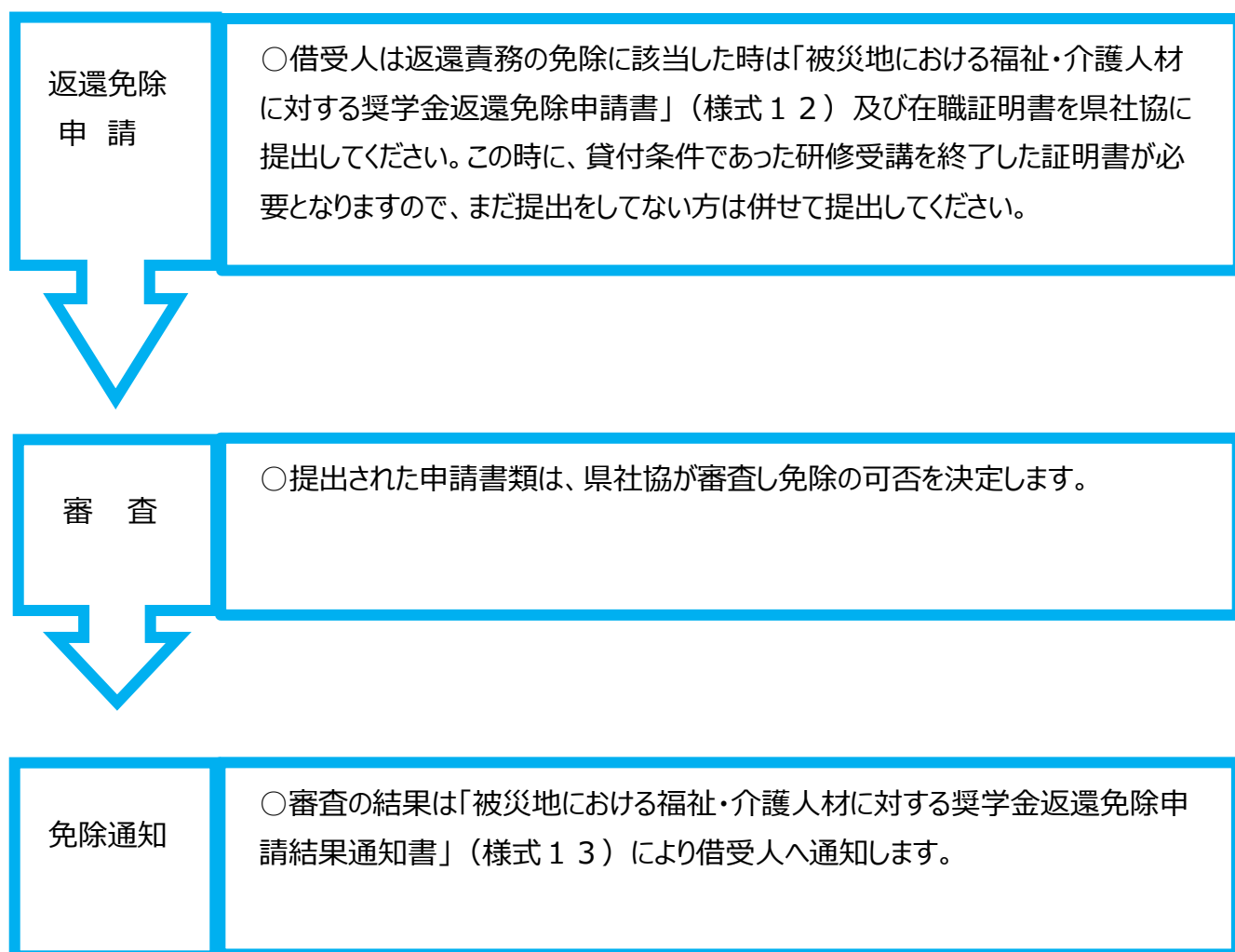
○連帯保証人が1名必要となります。貸付を希望する方が未成年の場合は、親権者または後見人です。連帯保証人は、借受人が貸付金の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担していただきます。同居の配偶者や父母であっても収入（年金収入も可）があれば連帯保証人となれます。

## 2.奨学金貸付のながれ

貸付申請	<p>○次の書類を勤務先の介護保険施設等を経由し提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1)奨学金貸付申請書(様式1の1、1の2)</li><li>(2)世帯赴任加算・自動車輸送費用等加算に係る申請書(様式1の3)</li><li>(3)申請者の住所を証明する書類※福島県外での住所と福島県内の住所が確認できるもの(住民票等、前住所が記載されていること。県内避難の方は避難前と避難先の住所及び現住所が確認できる書類を添付)</li><li>(4)受講する研修内容及び受講料金を証明する書類(領収書、払込書等)</li><li>(5)申請者の履歴書(写し)</li><li>(6)連帯保証人の所得を証明する書類</li><li>(7)雇用を証明する書類(内定通知書、雇用条件通知書等) ※雇用条件通知書は入社日、職種、勤務時間がわかるものを添付</li><li>(8)その他県社協が認めた書類</li></ol>
審査	<p>○県社協で審査し、貸付の可否を決定します。 審査の結果は「奨学金貸付(承認・不承認)決定通知書」(様式2)により県社協から介護保険施設等を経由し申請者に通知します</p>
貸付契約	<p>○奨学金の貸付が決定となった方は通知の日から起算して14日以内に次の書類を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1)奨学金金銭消費貸借契約書(様式3)2部(2部共に印紙を貼付)</li><li>(2)誓約書(様式4)</li><li>(3)送金口座(申込・変更)申請書(様式5)</li><li>(4)個人情報の取り扱いに関する同意書(様式6)借受人と連帯保証人各1通</li><li>(5)印鑑証明書 借受人と連帯保証人各1通(3ヶ月以内のもの)</li><li>(6)その他県社協が認めた書類</li></ol>
送金	<p>○県社協は契約書等の提出書類を確認後、申請のあった口座へ送金します。送金日については送金通知にて借受人と連帯保証人にお知らせします。</p>
研修受講	<p>○貸付の条件となっている研修を就労後1年以内に受講してください。研修の修了証書は返還免除申請の際必要となりますので、研修修了後に県社協に提出してください。※研修受講料(初任者研修の受講)の貸付を受けた方も同じく研修修了後、修了証書を提出してください。</p>

### 3.奨学金の返還免除

借受人が就労した介護保険施設等で、就職準備金 30 万円を借り受けた方については **1 年間**、介護職員初任者研修等の受講料及び就職準備金 50 万円を借り受けた方については **2 年間**引き続き業務に従事したとき（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、業務従事期間には算入しません。）は、貸し付けた奨学金に係る返還債務を免除できます。ただし、就職準備金 50 万円を借り受けた者が 1 年以上 2 年未満で退職した場合は、30 万円は免除することができます。



事 項	提 出 書 類 (様式等)
奨学金 返還免除申請	被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還免除申請書 (様式 1 2) [添付書類] 在職証明書

## 4.奨学金の返還

借受人が次に該当する場合は、貸付を受けた奨学金を一括または月賦により、事由が生じた日の属する月の翌月から10年を限度として返還しなければなりません。

- (1)奨学金の貸付契約が解除されたとき。
- (2)対象地域の介護保険施設等で介護職の業務に従事しなかったとき又は返還責務が免除となる業務従事期間を満たさずに離職したとき。
- (3)業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

### 返還申請

- 借受人は返還となる事由が発生した日から14日以内に「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還計画書」(様式8)を県社協に提出してください。
- 届出事項に変更があった時(※10ページ「6届出事項に変更があったとき」参照)は「奨学金届出事項変更届」(様式7)を併せて提出してください。

### 奨学金返還通知

- 県社協は、提出された奨学金返還計画書に基づき、「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還通知書」(様式9)により返還方法について通知します。
- 返還金は、指定された金融機関より自動引き落としとなりますので「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印してすみやかに返送してください。

### 返還開始

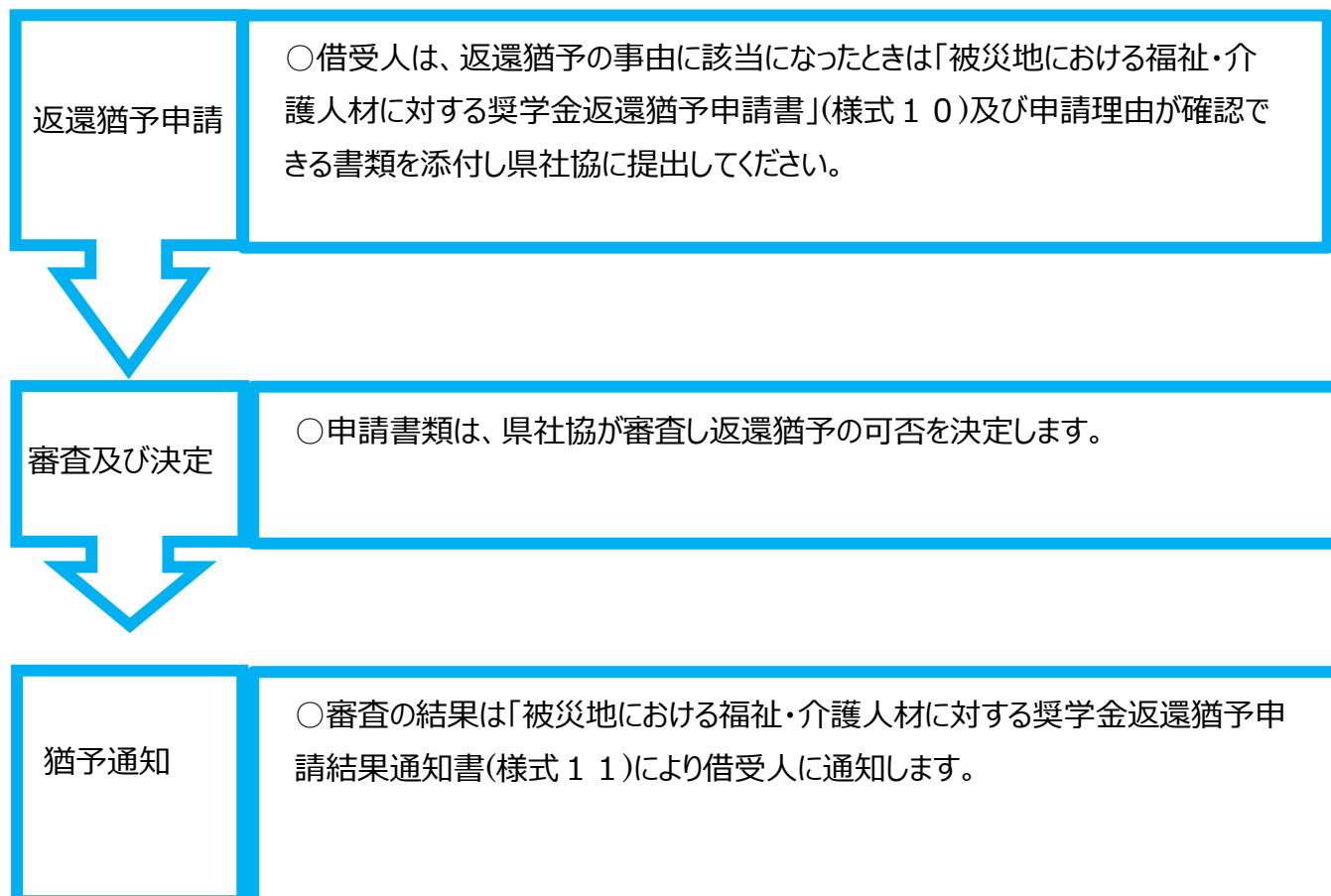
- 被災地における介護・人材に対する奨学金返還通知書に記載された返還計画により、ただちに返還開始となります。

事 項	提 出 書 類 (様 式 等)
奨学金返還申請	被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還計画申請書(様式8)



## 5.奨学金の返還猶予

奨学金を返還中の借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還責務の履行を猶予することができます。



事 項	提 出 書 類 (様 式 等)
奨学金 返還猶予申請	被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還猶予申請書 (様式10) [添付書類] ①申請理由が確認できる書類を提出 (罹災証明書・診断書等)

